

平成26年5月30日

各 位

会社名 株式会社F P G  
代表者名 代表取締役社長 谷村 尚永  
(コード: 7148 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 久保出 健二  
(T E L 03-5288-5691)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年5月30日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

本資金調達の主な目的は、財務基盤を強固とすることで、借入による資金調達能力の拡大を加速し、タックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業の組成金額の拡大及び不動産関連事業における案件組成の拡大を通じて、当社の業績拡大を図ることにあります。

当社グループの売上高の大半を占めるタックス・リース・アレンジメント事業では、投資家に課税の繰り延べ効果をもたらすオペレーティング・リース事業（以下、「リース事業」という。）を組成し、当該リース事業に係る匿名組合出資金（匿名組合契約に基づく権利）を投資家に販売することで、関連する手数料を売上高に計上しております。

リース事業では、リース開始時までにリース物件購入代金等の必要資金を金融機関からの借入金及び投資家からの匿名組合出資金により調達する必要がありますが、匿名組合出資金については、将来、投資家に販売（地位譲渡）することを前提に、当社が一時的に立替取得する場合があります。この立替取得額は、貸借対照表の商品出資金に計上し、その原資の大半を短期借入金によって調達しております。

当社グループは、この立替取得能力の拡大がリース事業の組成金額の拡大につながることから、借入を中心に資金調達能力を向上させてまいりましたが、平成24年10月の東京証券取引所市場第一部への指定による信用力の向上等を背景に、業容はさらに拡大しており、立替取得に伴う資金需要も益々増加しております。

特に、当社グループは、今後、世界の航空機市場は、新興国の経済成長を背景にさらに拡大すると予測しており、航空会社・航空機リース会社にとって、航空機の調達コストの削減・調達方法の多様化につながる、当社のリース事業に対する需要も益々高まるものと予想しております。

また、当社グループでは、不動産特定共同事業法を活用した不動産関連事業を遂行しており、同事業では、投資家への譲渡を前提に不動産を当社が一時的に取得しますが、その原資の大半を短期借入金によって調達しております。当社グループは、今後、同事業を拡大するうえでさらに資金需要が発生すると見込んでおります。

当社グループは、本資金調達の実施により、財務基盤を強固とし、自己資本比率を向上させ、借入による資金調達能力の拡大を加速することで、増加する資金需要に対応し、当社グループの業績拡大を図ってまいります。

また、本資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 4,300,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年6月9日（月）から平成26年6月12日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社SBI証券及び極東証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年6月16日（月）から平成26年6月19日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 2,004,000株
- (2) 売出人 H.Tホールディングス株式会社 1,500,000株  
谷村 真紀 504,000株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。  
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 900,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売出方法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、900,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 900,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券株式会社
- (5) 申込期日 平成26年6月24日（火）
- (6) 払込期日 平成26年6月25日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、900,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年5月30日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式900,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成26年6月25日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年6月20日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 26,053,200株 (平成26年5月30日現在)

(2) 公募増資による増加株式数 4,300,000株

(3) 公募増資後の発行済株式総数 30,353,200株

(4) 第三者割当増資による増加株式数 900,000株 (注)

(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 31,253,200株 (注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限4,606,088,000円について、全額を、タックス・リース・アレンジメント事業における匿名組合契約に基づく権利の立替取得及び不動産関連事業における組成用不動産の取得を目的として調達した短期借入金の返済資金として、平成26年9月期中に充当する予定であります。

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業において、当社子会社（S P C）の匿名組合契約に基づく権利を投資家に販売しておりますが、リース開始日時点で、当社子会社（S P C）に当該権利の未販売分がある場合には、投資家に地位譲渡することを前提に、当社が一時的に立替取得する場合があります。また、不動産関連事業において、不動産小口運用商品を投資家に提供しておりますが、投資家への譲渡を前提に、当社が不動産を一時的に取得します。上記の短期借入金は、これらの目的のために調達したものであります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金により、財務基盤が強固となることで、借入等による資金調達能力の拡大を加速させることが可能となり、タックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業の組成金額の拡大及び不動産関連事業における案件組成の拡大を通じて、当社の業績の拡大に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針のもと、配当については、株主の皆様に対する利益還元をより明確にするため、業績に応じた利益還元を実施すべく、連結配当性向の目標を概ね30%以上とすることとしております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、主に今後の成長資金及びオペレーティング・リース事業の組成資金に充当し、さらなる利益獲得のために有効活用してまいります。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
1株当たり当期純利益	25.15円	35.66円	46.60円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	70.00円 (一円)	37.00円 (5.00円)	19.67円 (5.00円)
実績配当性向	30.9%	34.6%	35.1%
自己資本当期純利益率	31.7%	35.2%	33.7%
純資産配当率	9.8%	12.3%	11.4%

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成25年9月期より連結財務諸表を作成しているため、平成23年9月期及び平成24年9月期については単体の数値、平成25年9月期については連結の数値です。
2. 平成23年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割、平成23年11月1日付で株式1株につき3株の株式分割、また平成25年6月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、平成23年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。なお、平成23年9月期及び平成24年9月期の1株当たり年間配当金並びに平成25年9月期の1株当たり中間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しております。
3. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。上記の株式分割が平成23年9月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金を使用しております。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（純資産の部の合計額で期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。上記の株式分割が平成23年9月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金及び1株当たり純資産を使用しております。
6. 平成24年9月期の1株当たり中間配当金5.00円は東京証券取引所市場第二部上場及び当社設立10周年に関する記念配当であり、また平成25年9月期の1株当たり中間配当金5.00円は東京証券取引所市場第一部上場に関する記念配当であります。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(31,253,200株)に対する下記の交付株式残数の比率は1.15%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成26年5月30日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成20年9月19日	144,000株	34円	17円	自 平成22年11月1日 至 平成30年8月31日
平成20年9月19日	180,000株	34円	17円	自 平成22年1月1日 至 平成30年8月31日
平成21年9月14日	36,000株	34円	17円	自 平成23年11月1日 至 平成31年8月31日

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成24年10月19日	985,390千円	831,300千円	781,300千円	(注) 1.
平成24年11月14日	26,211千円	844,406千円	794,406千円	(注) 2.

(注) 1. 有償一般募集によるものです。

2. 有償一般募集に伴うオーバーロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
始 値	2,616円 □1,351円	1,850円 □729円	927 □1,337	1,185
高 値	3,410円 □4,605円	2,469円 □1,060円	4,070 □1,535	1,237
安 値	1,960円 □1,350円	1,720円 □501円	885 □806	813
終 値	2,751円 □1,930円	2,350円 □957円	4,010 □1,125	979
株価収益率	8.5倍	8.9倍	24.1倍	—

- (注) 1. 株価は、平成22年10月1日から平成23年10月2日までは株式会社大阪証券取引所におけるものであり、平成23年10月3日から平成26年5月29日までは株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成23年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割、平成23年11月1日付で株式1株につき3株の株式分割、また平成25年6月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。平成23年9月期における□印は平成23年4月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を、平成24年9月期における□印は平成23年11月1日付の株式1株につき3株の株式分割による権利落後の株価を、また平成25年9月期における□印は平成25年6月1日付の株式1株につき3株の株式分割による権利落後の株価をそれぞれ示しております。
3. 平成26年9月期の株価については平成26年5月29日現在で表示しています。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。平成25年9月期より連結財務諸表を作成しているため、平成25年9月期については連結の1株当たり当期純利益を使用しております。また、平成26年9月期については未確定のため表示していません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるH.Tホールディングス株式会社及び当社株主である谷村尚永は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。